

一般社団法人 兵庫県臨床工学技士会

諸規程

2010 年 4 月 制定
2023 年 6 月 改訂
2025 年 6 月 改訂
2026 年 6 月 改訂

組織運営規程

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）の組織及び運営は、定款及び雑則によるほか、この規程に定めるところによる。

第2章 役員

(役員を選任)

第2条 この会の役員を選出については、別に定める役員選任規程による。

第3章 理事会及び委員会

(理事会)

第3条 この会は、会務の執行機関として理事会をおく。

- 2 理事会は、理事をもって充てる。但し必要に応じ、理事以外に会員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 理事会は、定期的を開催する。但し、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

(委員会)

第4条 この会の組織運営のために、次の委員及び委員会をおくことができる。

- (1) 選挙管理委員、委員会
- (2) 専門委員、委員会

第4章 部局及び運営

(部局)

第5条 この会は、次の部局をおき、部局に当該各号に定める部門をおく。

- (1) 事務局
- (2) 財務部
- (3) 学術部
- (4) 広報部
- (5) 渉外部

(事務局及び各部の委員)

第6条 会長は、常務運営上特に必要と認めるときは、事務局または各部に、長、常任委員、顧問、参与等をおくことができる。

- 2 事務局は、事務局活動を理事会に適時報告し、承認を得るものとする。
- 3 前項の任期は、原則として定款第29条に準ずるものとする。

(事務局)

第7条 事務局においては、次の事務を司る。

- (1) 定款、細則、及び諸規程に関すること
- (2) 会務の報告に関すること
- (3) 文章の接受発行に関すること
- (4) 会議及び議事録に関すること

- (5) 事務所の管理に関する事
- (6) 職員人員に関する事
- (7) 組織強化に関する事
- (8) 会員名簿に関する事
- (9) その他組織に関する事
- (10) 前各号にあげるもののほか、他に主管に属さないもの

(財務)

第8条 財務においては、次の事務を司る。

- (1) 会計簿の作成及び保持に関する事
- (2) 現金の保管出納に関する事
- (3) 財政の確立に関する事
- (4) 年度収支予算の編成に関する事
- (5) 収支決算書の作成に関する事
- (6) 毎月の経理状況に関する事
- (7) 会務執行に必要な借入金に関する事
- (8) 暫定予算に関する事
- (9) その他会計に関する事

(学術)

第9条 学術においては、次の事務を司る。

- (1) 部門別研究に関する事
- (2) 学術研究調査に関する事
- (3) 研究会及び講習会の開催に関する事
- (4) 内外学術団体との交流に関する事
- (5) その他学術に関する事

2 前項第1号の部門区別は、以下とする。

- 1. 循環部門
- 2. 呼吸・ME 部門
- 3. 代謝部門
- 4. 手術部門
- 5. 内視鏡部門

(広報)

第10条 広報においては、次の事務を司る。

- (1) 会誌の編集発刊に関する事
- (2) 編集委員会に関する事
- (3) 内外文献に関する事
- (4) その他刊行物に関する事

(渉外)

第11条 渉外においては、次の事務を司る。

- (1) 啓発宣伝に関する事
- (2) 関係法規に関する事
- (3) 待遇改善に関する事
- (4) 養成機関に関する事

(5) その他渉外に関すること

(会費及び入会金)

第12条 定款第7条による会費の年額及び入金は次の通りとする。

(1) 正会員の会費は5,000円、入会金は2,000円とする。

ただし、日本臨床工学技士連盟（以下「連盟」という）への加入を希望する正会員の会費内訳は、本会会費4,500円と連盟会費500円の合算額とし、連盟に加入しない正会員については本会会費5,000円とする。

(2) 賛助会員の会費は1口につき年額30,000円（1口以上）とし、入会金は免除する。

2 正会員は入会金および会費を、本会が指定する自動口座振替、クレジットカード決済、またはその他本会が定める方法により納入しなければならない。

3 賛助会員は、会費を本会指定の銀行口座へ振り込む方法、またはその他本会が定める方法により納入するものとする。

4 本会が主催、共催、後援する会議、催し等においては、そのつど別途に申し受けるものとする。

5 連盟加入を希望する会員から納入された会費については、本会分と連盟分を区分し、適正に管理運用するものとする。

第5章 補則

第13条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て平成24年6月3日より施行する。

附則2 この規程は、理事会の決議を経て2026年6月28日より施行する。

代議員選出規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）の組織及び運営は、定款及び雑則によるほか、この規程に定めるところによる。

第2章 代議員

第2条 代議員の員数は40名以上70名以内とする。

第3条 代議員は、正会員の中から選出する。

2 役員は他の正会員と等しく代議員に立候補することができ、代議員との兼務を妨げない。

第3章 選挙権及び被選挙権

第4条 選挙権は代議員選挙公示日現在において、正会員の資格を有する者が行使できる。

2 被選挙権者は、代議員選挙公示日の年度までの会費を完納している正会員に限る

第4章 選挙管理委員会

第5条 代議員を選出するために、理事会の承認を得て選挙管理委員会を設ける。

2 選挙管理委員会は、正会員の中より若干名を選出し委員長は互選とする。但し選挙の立候補者は、選挙管理委員になることはできない。

第6条 委員の任期は2年とする。但し再任を防げない。

第7条 委員に欠損を生じた場合は補選するものとし、その任期は前任者の残存期間とし理事会の承認を得るものとする。

第8条 選挙管理委員会には委員の互選による委員長を置く。

第9条 選挙管理委員会は委員長が召集し、半数以上の出席者で成立し、議決は出席者の過半数で

決する。

第 10 条 選挙管理委員会（以下、委員会）は、次にあげる選挙事務を行う。

- （１）選挙の告示（投票日の 60 日以前）
- （２）選挙人名簿の作成及び確認
- （３）候補者の受付及び告示（投票日の 30 日～60 日前）
- （４）選挙広報の作成及び発刊
- （５）投票用紙の作成及び交付
- （６）投票及び開票の管理
- （７）当選の確認及び総会への選挙結果報告
- （８）選挙運動の統制
- （９）その他選挙に関する必要事項

第 11 条 委員は、選挙運動を行ってはならない。

第 5 章 代議員選挙

第 12 条 代議員選挙は立候補制とする。

第 13 条 代議員に立候補しようとする者は、選挙管理委員会に文書をもって届け出る。

第 14 条 立候補、推薦候補の届出締め切りは投票日の 30 日前とする。

第 15 条 選任を投票により決定する場合は、正会員の無記名投票により行い代議員は完全連記制とする。決定は、それぞれ高得票順とする。

- 2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は監事立会いの下、選挙管理委員会による抽選で当選者を決定する

第 16 条 届出締切日を経過するも候補者名が定数を超えないときは無投票で当選者を定めることができる。

第 6 章 候補者の補充

第 17 条 当選立候補者が当選を辞退した場合には、次点者が当選者となることができる。

第 7 章 異議の申し立て

第 18 条 選挙に関する異議は、公示後 14 日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

第 8 章 補則

第 19 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附則 1 この規程は、理事会の決議を経て 2023 年 6 月 4 日より施行する。

役員選任規程

第 1 章 総則

第 1 条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）の組織及び運営は、定款及び雑則によるほか、この規程に定めるところによる。

第 2 条 正会員は、選挙権及び被選挙権を有する。

第 2 章 選挙管理委員会

第 3 条 役員選任に関する事務処理を円滑にするため、理事会の承認を得て選挙管理委員会を設ける。

- 2 選挙管理委員会は、正会員若干名で構成し役員選挙に関することを司る。

3 その他選挙の立候補者は、選挙管理委員になれない。

第4条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を防げない。

第5条 委員に欠損を生じた場合は、補選するものとし、その任期は、前任者の残存期間とし理事会の承認を得るものとする。

第6条 選挙管理委員会には、委員の互選による委員長を置く。

第7条 選挙管理委員会は、委員長が召集し、半数以上の出席者で成立し、議決は出席者の過半数で決する。

第8条 選挙管理委員会（以下、委員会）は、次にあげる選挙事務を行う。

- (1) 選挙の告示（投票日の60日以前）
- (2) 選挙人名簿の作成及び確認
- (3) 候補者の受付及び告示（投票日の30日～60日前）
- (4) 選挙広報の作成及び発刊
- (5) 投票用紙の作成及び交付
- (6) 投票及び開票の管理
- (7) 当選の確認及び総会への選挙結果報告
- (8) 選挙運動の統制
- (9) その他選挙に関する必要事項

第9条 委員は、本会の役員の立候補または推薦候補となることはできない。

第10条 委員は、選挙運動を行ってはならない。

第3章 役員の選任

第11条 兵庫県臨床工学技士会の理事及び監事に立候補する者または、立候補者を推薦しようとする者は、選挙管理委員会に文書をもって届け出る。但し、推薦届の場合には、本人の同意を必要とする。

第12条 立候補、推薦候補の届出締め切りは投票日の30日前とする。

第13条 選任を投票により決定する場合は、正会員の無記名投票により行い、理事、監事ともに連記制とする。決定は、それぞれ高得票順とする。

- 2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は監事立会いの下、選挙管理委員会による抽選で当選者を決定する。

第14条 届出締切日を経過するも、候補者名が定数を超えないときは、無投票で当選者を定めることができる。

第4章 候補者の補充

第15条 当選立候補者が当選を辞退した場合には、次点者が当選者となることができる。

- 2 候補者が定数を超えないときは、理事会にて候補者を推薦することができる。

第16条 役員に欠損が生じ、後任者の選任を行う場合は、第8条、第9条、第10条にかかわらず、次に定めるところによる。

- 2 会長及び監事については、理事会で選任し、次期総会で承認を得る。
- 3 理事については、理事会で選任する。
- 4 任期は、前任者の残存期間とする。

第5章 異議の申し立て

第17条 選挙に関する異議は、公示後14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

第6章 補則

第 18 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附則 1 この規程は、理事会の決議を経て平成 22 年 5 月 16 日より施行する。

2 この規程は、理事会の決議を経て 2023 年 6 月 4 日より施行する。

総会運営規程

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）の総会運営規程は、定款及びこの規程に定めるところにより行う。

(総会運営委員会)

第 2 条 会議を円滑に運営するため、理事会の承認を得て、総会運営委員会を設ける。

2 総会運営委員会は、正会員若干名で構成し、委員長は互選する。

(総会運営委員会の任務)

第 3 条 総会運営委員会は、次の事項をとり行う。

- (1) 総会の開催準備及び会場整理
- (2) 来賓の祝辞及び祝電の取扱
- (3) 会議混乱のときの収拾、その他事故ある場合の処置
- (4) 会員からの提案及び動議の受付とその処置
- (5) 会場配布文書の取扱
- (6) 会員の資格審査及び報告
- (7) その他運営に必要な事項

(司会者)

第 4 条 司会者は、運営委員長が当たり議長選出までの会議の責任をもつ者とする。

(議長選出)

第 5 条 司会者は仮議長となって、出席した代議員の中から議長団を選出する。

2 議長団は、議長及び書記とする。但し、必要と認めたときは、副議長を選出する。

(資格審査依頼)

第 6 条 議長は、出席者の資格審査を総会運営委員会に依頼する。

(資格審査)

第 7 条 総会運営委員会は、総会出席代議員及び書面出席代議員の資格を審査し委員長は資格審査の結果を総会に報告する。

(議長の宣言)

第 8 条 議長は、総会の成立を宣言する。但し、出席者が定数に満たないときは、休憩、散会または延会を宣言する。

(発言者)

第 9 条 会議で発言する場合には、議長に通告し、その指名を受けなければならない。指名を受けた場合には、発言に先立ち、所属施設及び氏名を明確にし、発言終了後にその要旨を書面で提出しなければならない。

(議案提出及び動議)

第 10 条 総会に議案を提出する場合には、その理由及び要旨を文書で総会の 7 日前まで事務局に送付する。

2 緊急の事情により総会当日に提案する場合は、その理由及び要旨を総会運営委員長に届けなければならない。

3 予算に伴う案件については、必要とする経費を明確にした文書を添付しなければならない。

(議決)

第11条 議決を行うときは、議長は、その議決に付する問題を宣言しなければならない。

第12条 議決の順序は議長がこれを決め、原案よりも最も遠い修正案より先に議決する。修正案がすべて否決されたときには、原案について議決しなければならない。

第13条 議決は、次の方法とする。

(1) 拍手

(2) 挙手

(3) 起立

(4) 無記名投票

(5) 書面又は電磁的法による表決

第14条 議決を行ったときは、議長はその結果を宣言する。

(議事録)

第15条 議長は議事録署名人を決め、総会終了後1ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

第16条 この規定に反し、議長の注意に従わない者は、発言の停止または退場させることができる。

第2章 補則

(規程の改廃)

第17条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て平成22年5月16日より施行する。

附則2 この規程は、理事会の決議を経て2025年6月15日より施行する。

会計事務取扱規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）の会計事務の取扱については、定款及び組織運営規定によるほか、この規程に定める。

第2条 会長は、収支予算について目的以外に使用することはできない。

第3条 会長は、収支予算の経費の金額については、他に流用することはできない。但し、予算の執行上の必要に基づき、あらかじめ理事会の議決を経た場合に限り利用することができ、総会において報告を行うものとする。

第4条 予算の不足に充てるため、予算費として相当と認める金額を収支予算に計上することができる。

第5条 会長は、予算費を必要と認めるときは、理事会の議決を経なければならない。

第6条 次にあげる事項は、理事会の承認を受けて行わなければならない。

(1) 備品購入の支出金

(2) 備品の廃棄処分

第7条 この会の特別な資金（特別資金）に充てるため、基金をおくことができる。

第8条 基金特別会計の現金は、会運営上特に必要と認めた場合は、理事会の議決を経て使用することができる。

第9条 現金は、常時必要最小限のものを除き、確実な金融機関に貯金しなければならない。

第10条 現金取扱者が、管理者としての注意を怠り、現金を亡失した場合においては、弁償の責任を免れることはできない。

第11条 事務局長は、会長の名を受け、この会の資産を管理し、予算の執行にあたるものとする。

第12条 財務担当理事は、次にあげる帳簿を整え、経理を明らかにし理事会に報告しなければならない。

- (1) 財務台帳
- (2) 現金出納簿
- (3) 会費、寄付金出納簿
- (4) その他必要な書類

第2章 補則

第13条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て平成22年5月16日より施行する。

出張旅費規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）の役員職、その他の者が、会務のために行動する場合に支給する旅費について、この規定に定める。

第2条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

- (1) 交通費 鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃は全額支給する。
- (2) 日当 5,000 円
- (3) 宿泊料 実費を支給する。但し上限を 15,000 円（税込み）とする。

第3条 日当（食事代を含む）は出張日数、宿泊料は宿泊日数に応じてこれを支給する。移動中における宿泊については、宿泊料を支給しない。

第4条 出張者は、用件、出張先、出発帰着月日、出張者氏名を所定の用紙に記載し、事務局を経て、会長の承認を得なければならない。出張は、事前又は帰着後10日以内に、所定の用紙に記載し、旅費を請求するものとする。

第5条 会長は、自宣により旅費の一部もしくは全額を支給しないことがある。

第6条 旅費取扱で特別の事情により、この規程によることができないものについては、理事会で処理をする。

第7条 他の詳細については、会長の判断に一任する。

第2章 補則

第8条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て平成22年5月16日より施行する。

慶弔祝賀謝礼交際規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）は、会員、他の団体または個人

に対し、慶弔、祝賀、謝礼及び交際に関して、この規定に定める。

第2条 次の各号に該当するものを対象とする。

- (1) 本会の会員
- (2) 本会に密接な関係にあるもの
- (3) 会長が特に必要と認めたもの
- (4) 金品の支出
- (5) 電信及び文書
- (6) その他

第3条 会長またはその親族による会長への申し入れにより、これを行うものとする。

第4条 会長は、第2条を行おうとするとき、理事会に諮り、承認を得るものとする。但し、緊急な場合は、事後に理事会に報告し、承認を得ることができる。

第2章 補則

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て平成22年5月16日より施行する。

個人情報保護規程

第1章 総則

第1条 役員や委員及び技士会活動に従事する者は本会事業を行うに際して知り得た情報は十分注意を払うとともに管理し、自ら業務に関係ない情報を不当に所得してはならない。

- 2 技士会活動に従事する者は、異動あるいは職を辞する際に、自らが管理していた本会及び関係するデータ・情報書類等を速やかに返却しなければならない。

第2章 補則

第2条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て2023年6月4日より施行する。

正会員の休会に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、本会という）の正会員の特例としての休会に関し必要な事項を定めるものとする。

(休会理由)

第2条 正会員は、次の各号の理由により休会することができる。

- (1) 出産・育児、介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) その他理事会において承認された理由

(期間)

第3条 休会期間は、1年度単位の最大3年度までとし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度4月1日から3月31日までとする。

(条件)

第 4 条 正会員は、次の各号の条件を満たし、毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの間に開催される理事会において承認を得ることによって休会することができる。

- (1) 理事会が定める休会届（兵庫県臨床工学技士会ホームページ内 会員情報変更届フォーム）に必要事項と休会理由を記入し、休会しようとする年度の前年度の 2 月末日までに送信すること
- (2) 休会理由の根拠となる、第三者による証明書（様式は問わない）を前号の届に添付すること。但し、前号の届出時点で証明書の提出が間に合わない場合は、遅くとも休会期間内の 2 月末日までに提出すること
- (3) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること

（義務の免除）

第 5 条 休会する正会員は、理事会によって承認された休会期間の会費納入が免除される。

（権利等の停止）

第 6 条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。

- (1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 本会が主催する事業や催しへの参加は可能ですが参加費は一般区分となる。
- (3) 各種郵送物（会報 HCE. Com や会誌など）の送付。
- (4) メーリングリストへの登録は継続し、メールは配信されます。

（会員履歴等の取扱い）

第 7 条 休会期間は、正会員としての在籍年数に算入されない。

- 2 休会期間中の研修受講履歴は無効とする。

（復 会）

第 8 条 休会した正会員は、第 9 条に規定する休会延長若しくは第 10 条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

- 2 休会中の正会員で、年度途中からの復会を希望する者は、理事会が定める復会届（兵庫県臨床工学技士会ホームページ内 会員情報変更届フォーム）に必要事項を記入して送信し、当年度の会費を納めることをもって復会することができる。但し、第 6 条の各号に示した諸権利は、復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものとする。

（休会延長）

第 9 条 休会中の正会員で、引き続き翌年度も休会を希望する者は、当該休会期間内の 2 月 31 日までに、理事会が定める休会届及び休会理由の根拠となる、第三者による証明書（様式は問わない）を会長に提出し、毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの間に開催される理事会において休会の承認を得ることによって休会を延長することができる。

- 2 休会延長が理事会で承認されなかった場合、休会中の正会員は、理事会が指定する期限内に第 10 条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

（退 会）

第 10 条 休会中の正会員で、当該休会期間の終了をもって退会を希望する者は、当該休会期間内の 2 月 31 日までに、理事会が定める退会届（兵庫県臨床工学技士会ホームページ内 会員情報変更届フォーム）に必要事項を記入し送信する。

（会員資格の喪失）

第 11 条 休会中の正会員で、当該休会期間内の 2 月 31 日までに、第 4 条 2 号に規定する証明書を提出しなかった者は、当該休会期間の年度末をもって会員資格を喪失し、会員番

号・会員履歴等の会員情報もすべて消失する。

第2章 補則

(規程の変更)

第12条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て2023年6月4日より施行する。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て2025年6月15日より施行する。

謝礼金規程

(謝礼金の支給)

第2条 役員や委員には、その職務を行うために要する謝礼金を支給することができる。

2 技士会事業において講師謝礼として謝礼金を支給することができる。

(謝礼額の決定)

第3条 謝礼金額は理事会の承認を経て決めるものとする。(別表)

2 講演者が同日にシンポジストや司会などを兼務する場合は、謝礼金を支給する。

3 受付の手伝いなど短時間(30分～1時間程度)の労務者に関しては、参加費は無料で謝礼金はなしとする。

4 謝礼金として、拘束時間に応じて以下の金額を上限に支給する(総会や懇親会は除く)。

① 開始時間から解散までの拘束時間が6時間以上の場合 5,000 円

② 開始時間から解散までの拘束時間が3時間以上かつ6時間未満の場合 3,000 円

③ 開始時間から解散までの拘束時間3時間以内の場合 1,000 円

5 理事や委員が講演やシンポジウムを務める場合、謝礼金を支給する。

6 理事や委員の参加費は徴収しない(懇親会は除く)。

第2章 補則

(規程の変更)

附則1 この規程は、理事会の決議を経て2023年6月4日より施行する。

附則2 この規程は、理事会の決議を経て2025年6月15日より施行する。

医師

分 類	時間	謝礼金 (セミナー・定期学習会・OC)
講 演	1 時間超	50,000 円
	1 時間以内	30,000 円
シンポジウム		30,000 円

コメディカル

分 類	時間(程度)	謝礼金 (セミナー・定期学習会・OC)
講 演	1 時間超	30,000 円
	1 時間以内	20,000 円
	30 分以内	10,000 円
シンポジウム		10,000 円
一般演題		なし
司会・座長(理事・委員以外)		なし

交通費・宿泊規程

(役員・委員の交通費)

第 1 条 自宅から会場までの公共交通機関の額を支給する。

(講師の交通費)

第 2 条 近距離（近畿圏の 2 府 4 県）は講師料に含む。

2 近距離以遠は請求書により精算する。

(講師の宿泊費)

第 3 条 実費を支給する。但し上限を 15,000 円（税込み）とする。

2 特別な事由により著しく相違する場合は会長の決裁を経て、必要な弁償を行うことが出来る

附則

1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更することが出来ない。

2. この規程は、理事会の決議を経て 2023 年 6 月 4 日より施行する。